

「第3期旭川市地域福祉計画素案」に対する意見提出手続実施結果

- 1 意見募集期間
平成26年1月23日（木）から平成26年2月24日（月）
- 2 意見提出者
8人，1法人
- 3 意見の要旨及び意見に対する市の考え方
次のとおり（受付順）

No.		意見の要旨	市の考え方
1	(1)	旭川市内の作業所約200軒以上の新規参入を目指す。	御意見として施策を進める上での参考とさせていただきます。
	(2)	地下鉄や JR のエレベーターを設置する。	
	(3)	新築のマンション（50階建て）のバリアフリー改修・断熱改修を補助する。	
2	(1)	<p>これほど重要と思える計画の「素案」が、随分と短い「審議」で決められていることに疑問を感じた。旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の会議録を読み進めて納得した。5年前の計画とあまり代わり映えすることなく素案ができており、第1回の会議で市は、「今後3回開催を予定しており、市が作成した計画案について審議をお願いしたい。」と述べている。これが「審議」か、と釈然としない。</p>	<p>第3期旭川市地域福祉計画は、平成25年度末に第2期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえて、第2期計画の見直しを行い、策定するものです。</p> <p>旭川市地域福祉計画庁内連絡会議において、これまでの取組の成果と今後の課題を整理し、その結果をもとに、第2期計画から引き続き取り組むことに加え、課題に対応するために新たに取り組むことを盛り込んだ計画素案を作成し、旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画素案についての審議を行いました。計画素案の作成に当たっては、必要な審議を行ったと考えております。</p>

2	(2)	<p>「地域福祉とは」という定義が、地域住民にとって最も知りたいところであり、最も難解なこと。審議をされる皆様の現時点での到達点を方針とすべきではないか。</p>	<p>「地域福祉とは」という定義は、旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、旭川市地域福祉計画庁内連絡会議による審議、検討を経て記載したものです。</p> <p>なお、すべての人の「尊厳」を大切にすることとは、地域福祉において最も重要なことであり、本計画素案の「地域福祉とは」の定義の部分では、「その人らしく」という言葉を用いて、個人の「尊厳」を大切にすることを表しています。</p>
	(3)	<p>「地域福祉とは」という定義は、最も重要。検討・加筆があってもよいところである。「尊厳」という言葉が一つのキーになると思うが、熟議が必要である。</p>	<p>「地域福祉」の推進が、今なぜ必要かということ伝えるために、地域社会の現状として、少子高齢化の進行、単身世帯の増加、働き方などの生活様式の多様化に伴い、近隣住民の関係が希薄化し、社会的に孤立する人が生じやすい環境となっており、様々な地域における課題が深刻さを増していることを記載しています。社会的に孤立する人が生じやすい環境となっている原因のひとつとして、少子高齢化をあげたものであることを御理解ください。</p>
	(4)	<p>現状分析で、「少子高齢化」とスルリと記述しているが、少子化についての定義・認識と高齢社会についての定義・認識は、明確に分けて考え、記述することが必要。</p>	<p>「その人らしい暮らしを支える仕組み」の関係図は再検討すべきだ。支える仕組みの最上部に「行政」を位置付け、「その人らしい暮らしの実現」が結果的に最下部か。「お役所の組織文化」のものの見方・考え方だ。</p>
	(5)	<p>「その人らしい暮らしを支える仕組み」の関係図は再検討すべきだ。支える仕組みの最上部に「行政」を位置付け、「その人らしい暮らしの実現」が結果的に最下部か。「お役所の組織文化」のものの見方・考え方だ。</p>	<p>「その人らしい暮らしを支える仕組み」の図は、すべての人が、「自分・家族で支える」「地域で支える」「公的なサービスで支える」という3つの支えを組み合わせ、「その人らしい暮らし」を実現することを、市民、社会福祉の事業経営者、社会福祉活動の実践者、行政が協働して推進する、ということを表した図です。そのことが見た方に伝わるよう、図を修正いたしました。</p>

2	(6)	<p>地域福祉専門分科会で、計画の基本理念について議論にならなかったのは残念である。</p>	<p>本市では、第1期計画策定時から、「市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会を創る」ことを目指しており、これを地域福祉計画の基本理念としています。旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、旭川市地域福祉計画庁内連絡会議において、これまで目指してきた「地域社会の姿」をこれからも引き続き目指していくという考えで一致し、第1期計画、第2期計画の基本理念を第3期計画の基本理念としたものです。</p>
	(7)	<p>旭川市は、「まちづくり基本条例」の制定を議会に提出予定であり、第7次旭川市総合計画は、平成26年度が最終年である。基本的な政策の大きな変更や、「まちづくり基本条例」の制定に伴う市民の要求の顕在化とそれに伴う政策変更はないにしても、一般的に言う「可逆性」的な表現を検討してもよいのではないか。</p>	<p>「計画を変更する場合がある」ということは、計画書の中に記載いたしません。が、計画期間の途中であっても、必要に応じて計画の変更を検討いたします。</p>

2	(8)	<p>地域包括支援センターの役割が全体の中で見受けられない。</p>	<p>地域福祉計画は、本市の地域福祉推進に当たっての考え方や、地域福祉を推進するために市民、事業者、行政がともに取り組む方向を示すものであり、個々の団体や関係機関の役割を記載するものではないことを御理解ください。</p> <p>本市といたしましては、地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口であり、地域を支える団体や関係機関のネットワークの中でも重要な役割を果たすものと考えております。計画素案では、市が、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置すること、地域包括ケア推進体制などの地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築に取り組むことを記載しています。</p>
	(9)	<p>計画全体が、従前の自治体ガバナンスに基づいての考えでは、なかなか住民主体の取組が前進するとは思えない。「市民参加」を市民の主体により実現することの必要性とその運動論的な実現の可能性が若干は強まった、数少ないチャンスだと思っている。各種の審議会などでも、率直に執行機関の補助的な役割を十分果たす体制の問題として、大胆に勇気をもって発言することの必要性と期待を感じている。</p> <p>社会保障が社会契約化の時代となって、地域住民にとっては、ますます行政を中心に真の「地域福祉」を追求し実現する時代となってきたと思う。今後とも、このような施策・事業・方針・計画などへのより具体的な「市民参加」の変革・改革と言ってもいいくらいの自治体職員からの問題提起を待ち望む。</p>	<p>御意見として施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>

3	<p>(1) ●「計画の視点と位置づけ」に関して 計画推進に当たって、地域の特性を活かした「地区社会福祉協議会実践計画」と連動しながら地域福祉を推進するとの項目が新たに加えられたが、多様化する福祉ニーズを地域毎に吸い上げ市の福祉行政に反映させるとしたことは、大きく評価する。</p> <p>しかし、現在まで「地域福祉実践計画」の策定を終えている地区社協はごく少数に留まっていることから、市計画の実行性を高める上からもなるべく早期に市内全地域で策定が進むよう、市においても旭川市社会福祉協議会と一体となって指導力を発揮されることを期待する。</p>	<p>市内の4地区において、地域住民の方々によって、地域の特性を活かした「地区社会福祉協議会実践計画」が策定されたことは、本市の地域福祉において、大きな前進であると考えております。市内各地区で、「地区社会福祉協議会実践計画」の策定が進むよう、旭川市社会福祉協議会と連携して、地域住民の方々が主体となって地域の課題を把握し、解決に向けた活動を実践する取組を推進してまいりたいと考えております。</p>
	<p>(2) ●「第3期旭川市地域福祉計画の重点的取組事項」中の「避難行動要支援者名簿の作成と情報共有に向けた取組」に関して</p> <p>第3期計画に上記の項目が加えられたが、これは「災害対策基本法」の改正に伴い、市町村長の義務化とされたことから当然のこととはいえ、災害に備える上で絶対に必要になる事項なので今回計画に明示したことは評価する。</p> <p>旭川市は、地理的な条件から自然災害が極めて少ない都市のため、そのことで災害に対する備えは災害多発地域に比し著しく低いのが現状だが、旭川市においても風水害や大火災が皆無とはいえ、更には安心・安全のまちづくりを市政の根幹としている市にとって災害に対する一定の準備は必要である。そのための第一段階として、作成に時間を要すると思われる「避難行動要支援者名簿」の作成に向けて早期担当部局を決定するとともに、タイムスケジュール等について明示し、着実に進められるよう要望する。</p>	<p>御意見を踏まえ、避難行動要支援者名簿の作成に向けて、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>

3	<p>(3) 名簿作成等に当たり対象者の情報共有に向けて取り組む旨が計上されたが、現在この方々の情報は市側だけでも多くの部局で個別に保有されているが、旭川市は「個人情報保護法」施行以来個人情報の取り扱いに過剰な反応が見られ、共有する意識は皆無に近く、このことが原因で地域で要援護者の福祉に係わる者は大きな不便を感じているのが実態だ。</p> <p>市は、災害多発地帯においては「個人情報保護法」のもとでも、情報共有は早い時期から確立されている状況等について十分調査し、法律改正に至った経緯を十分踏まえたうえで、個人情報を保有する外部諸団体等（警察、町内会、民生児童委員、包括支援センター等）と密接な連携を保ちながら（例えば関係団体等との連絡会議の立ち上げ）早期に推進するよう要望する。</p>	<p>本市では、これまでも各担当部局が保有する情報（住民情報、介護保険のデータ、障害者手帳のデータ）を集約し、災害時要援護者名簿を作成してきましたが、災害時要援護者の情報を地域の方々に提供することは行っておりませんでした。</p> <p>計画素案にありますように、今後は、本人の同意を得て、地域の避難支援等関係者に市が作成した避難行動要支援者の名簿情報を提供し、地域での避難支援体制をつくることに取り組みます。</p>
---	--	---

4	<p>(1) 孤独死の問題は、人として辛いことであるし、地域・市のイメージダウンにも繋がり、解決に向けた最重要課題の様に思う。担当部局以外においても社会的孤立者を把握するために調査から始める計画で成果が得られるよう期待する一人である。しかし、把握した後に見守り事業や市の支援に必要な「同意」を得ることの方が難事と聞いている。同意を得られない理由は素案で「SOSを上げない人など」が記載されている。その背景や理由は多様であると思うが、個人の性格や病的に他者と接触できないなど広義において精神的なものが多い様な気がする。そこで、同意を得る段階で既に専門家（カウンセラー、大学教授、専門医師、心理士など）のアドバイスや対象者に直接アプローチしていただくなどの手立てが効果的ではないかと思う。（地域支援として体制づくりの中には医療機関が含まれているが）また、把握や同意が得られやすい方策のひとつとしてヤクルト販売員のような食品を扱う方たちに週一でも接していただくとか大学や企業のボランティアの方に協力を得て、除雪とか掃除とか日頃から定期的な気軽な接触をしておくことも効果的なのではないかと思う。必要ならヤクルト代は企業に協力していただいても安いものかと思うし、企業のイメージアップにつながるのではないかと思う。</p>	<p>計画素案では、行政の取組として、福祉担当部局以外の業務において社会的に孤立しているおそれがある要援護者を把握した時には、本人の同意を得て、福祉担当部局に連絡するなど関係部局の連携を強化するほか、福祉サービスを利用していない高齢者や障害者などについて調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者の把握に努めること、そして、本人の同意を得て、市が把握した要援護者の情報を地域福祉関係者と共有し、ともに要援護者を支援することに取り組むことを記載しています。</p> <p>御意見として施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
---	---	--

5	(1)	<p>計画の推進について</p> <p>●地域住民意識の現状</p> <p>昔は地域社会即ち我が家は，日頃の疲れを癒す「寝ぐら」にしか過ぎなかったように記憶しているが，現在でもその傾向はあまり変わっていないように見受けられる。即ち，地域住民で組織している市民委員会，地区社会福祉協議会などが開催している「住民参加の地域福祉のまちづくり」の行事に参加する住民は，自治組織に関係している役員がほとんどで一般住民の参加者は極少数で，地域福祉推進の大きな障害になっており，これは改善していくのが今後の課題だと思っている。</p> <p>●協力よりも非協力が得をする地域社会の把握と改善</p> <p>当地域の約60%が新興住宅地で，朝早く仕事に出かけ，夕方帰って休息をとるだけの家庭が殆どで，地域内での「向こう三軒両隣」の交流もせず，従って快適な生活に不可欠な地域の慣習や，町内会の約束ごとにも殆ど関心がないのが実態。</p> <p>行政の思惑とは裏腹に個人の非協力によって，地域全体が不利益を被り，利益を受けられると期待している個人もまた不利益を被ることとなる恐れが多分にあると思う。</p> <p>以上の現状は地域だけでは改善できない問題なので，地域福祉のまちづくりに，行政も真剣に取り組んでいただくようお願いする。</p>	<p>地域活動の担い手が不足しており，地域活動に取り組んでいる方々が大変御苦勞されていることは認識しております。地域に暮らすすべての人が，地域から支えられる存在であると同時に地域を支える重要な一員であるということを知っていただき，地域の活動に参加いただけるよう，地域福祉計画の広報活動と啓発活動に努めてまいります。</p>
---	-----	--	---

6	(1)	<p>これは、あくまで素案だとは思いますが、今まで行ってきたのではないかと。総括して不備，不足分を検討しなければならないのではないかと。</p>	<p>第3期旭川市地域福祉計画は、平成25年度末に第2期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえて、第2期計画の見直しを行い、策定するものです。本計画素案には、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえ、第2期計画から引き続き取り組むことに加え、課題に対応するために新たにに取り組むことを盛り込んでおります。</p>
	(2)	<p>色んな支援団体があるけれど、市でやる事，福祉協議会・包括センター・民生委員でやる事，町内で協力願う事を明記すべきである。不明瞭で横の連携もとれていない。</p>	<p>地域福祉計画は、本市が地域福祉を推進するための考え方や、市民，事業者，行政がともに取り組む方向を示すものであり、市民のみなさんに取り組んでいただきたいこと，事業者に取り組んでいただきたいこと，行政が取り組むことについて、「市民・事業者・行政の役割」の表に記載しています。団体や関係機関の役割分担について記載する計画ではないことを御理解ください。</p>
	(3)	<p>仕事の分担もあまり漠然とし過ぎている。もう少し単純化したらいかがか。</p>	
	(4)	<p>基本目標4の1と2は、他の組織で行うべき。耳ざわりの良いことを並べるより着実に行える方法を考えるべきだ。</p>	<p>基本目標4の「1生活環境」「2災害時に備えた体制の整備」も、地域においてその人らしくいきいきと自立した生活を送ることができるために大切なものであり、地域福祉計画の範囲に含めるべきものであると考えております。</p>

7	(1)	<p>第3期市地域福祉計画と市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画の両計画がさらに整合性を高めていくことが重要。加えて、地域住民の皆さんにしっかり周知していただくことは論ずるまでもない。理解と協力が得られるには、広報（あさひばし）掲載も必要だが、それ以上に市社会福祉協議会と連携して（専門機関も含む）地道な啓発活動が必要だと思う。</p>	<p>御意見にありますとおり、地域福祉を推進するにあたっては、本市と旭川市社会福祉協議会が連携をして、第3期旭川市地域福祉計画と旭川市社会福祉協議会第5期地域福祉活動計画に基づく取組を実施していくことが大切であると考えております。</p> <p>両計画を多くの方に知っていただき、地域福祉活動に参加していただけるよう広報活動や啓発活動に努めてまいります。</p>
8	(1)	<p>実際に老人の孤立死を死後5日位（真冬）で発見したが、原因の1つは、冷蔵庫に食べ物もお茶もないこと。一人暮らしの老人宅を回る時は、食べ物は十分にあるかチェックも必要。歩く姿を見なくなったら注意。おとなしい人ほどどうしてもひとりの時間が多くなる。食べ物チェックリストを作り、お茶、米、しょうゆとか記入してもらうようにしましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ物はどの店へいっていますか。 ・買い物は何日に1回ですか。歩きですか。 ・新聞、牛乳はとっていますか。 ・風呂は自分で入れますか。 ・灯油はいついれましたか。店はどこですか。 	<p>御意見として施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>

9	<p>(1) 「総合相談窓口の整備」に地域包括支援センターに各地域包括支援センター毎、そのエリア内の居宅介護支援事業所をネットワーク化して相談者の困り事に介護支援相談員が応える（どこに話を持っていけば良いかなど）又は相談窓口へのつなぎ手となるような体制（教育を含む。）を整備してはどうか。この際、市が行う集団指導等の機会を活用し、各事業所には趣旨を理解いただき、旭川市との個人情報保護等に係る協定を結ぶ必要があるかもしれない。地域に根ざした居宅介護支援事業所、訪問介護事業所にも協力できることがあると思う。</p>	<p>居宅介護支援事業所、訪問介護事業所では、地域の方々からの相談を受け、当該事業所のサービスで解決できないときには、地域包括支援センターなどの相談窓口につないでいただいていることと思います。</p> <p>今後も、事業者の方々には、地域福祉の推進のため、より一層の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。</p>
	<p>(2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりに取り組むとあるが、併せて公的援助が来るまでの数日間を、個人、町内会等がどのように対応するのか、又は関わるか、地域的な特性はあると思うが、基本的な考え方を示していただければ、地域ごとに策定も可能と考える。地域（町内会等）での避難行動要支援者の名簿作成と、災害時の具体的な対応に関して地域がどのように行動していくかは同時並行的に行わなければ体制整備は進まないように思う。</p>	<p>御意見にありますとおり、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを進めていくためには、市と地域の避難支援等関係者とが避難行動要支援者名簿の情報を共有することに加え、市が災害時に地域でどのような対応が必要かを整理して、地域の避難支援等関係者にお示しすることが必要であると考えております。災害時避難行動要支援者名簿の作成とともに、災害時における地域での対応マニュアルの作成が必要であると考えております。</p>